



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 52(5), 369-370
Issue Date	2002-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15121
Type	other
File Information	52(5)_p369-370.pdf



北海道大学法学会記事

○二〇〇一年六月二十八日(木)午後二時より

「経営権限の委譲と包括的代理権」

報告者 高橋 美 加
出席者 三十二名

報告の要旨は以下のとおりである。階層をなす経営組織は代表取締役の履行補助者とされてこれまで会社法の世界には登場しないものとされてきたが、実際には重大な役割を担うことが多い。報告は下部組織への権限委譲を会社法の世界にいかんにか反映させるかを主題とし、その手がかりとして包括的代理権との連関、および「権限委譲」とは法的にいかんにか表現されるかにつ

いて検討するものであった。検討にあたっては特に経営組織において用いられる包括的代理権としてドイツの *Generalvollmacht* の議論が紹介され、裁判例や学説では取締役会の権限との関係上一定の会社法上の限界が存在することを、「*Generalvollmacht* は「機関的代理権(*organschaftliche Vertretung*)」であつてはならない」と表現することが指摘された。そしてこの命題が、選任手続を経るという正統性の問題と委譲される権限の内容との問題に分別できる、とする。そしてドイツでは委譲できない権限の内容は「法により定められたもの」とされており、「選解任・指図・介入等のコントロール権が留保されていること」「機関」としての地位は保たれるとされていることを指摘した。さらに、コントロール権が付された「権限委譲」として次の二種類を提示した。一つは経営資源の配分の最終的な意思決定権の委譲で事後的に覆すことができないフォーマルな委譲であり、もう一つは情報優位であるが故、あるいは知識蓄積のインセンティブを高める必要から委譲を行うがフォーマルな権限を持つ者の判断の方が優先する実質的な委譲である。そして業務執行機関から下部の経営組織への委譲における問題点は、業務執行機関がフォーマルに有するとされる「業務執行権」が、本源的な委託者である株主との関係で政策的に配分された点に

ある。業務執行機関がフォーマルに自分の権限を補助者に委譲する場合には、補助者は株主・株主総会との間の分配についても考慮される必要がある。「業務執行権」がフォーマルに委譲されるとなれば、業務執行機関と同様の経営責任を株主に対して負うべきである。結論として介入可能性・撤回可能性の観点から権限委譲の種類を分けるならば、委譲の許容性は範囲・権限の内容によらない、とした。ただし、範囲の包括性が撤回可能性を著しく困難にする場合には、政策的な判断としてこれをフォーマルな委譲の態様と見ることが可能ではないかとの点を付加した。

これに対し質疑では主に会社期間の権限規定の強行法規性の論点を取り上げられた。投資の対象・取引の対象としての会社における責任の所在の標準型を法が提示しているという視点が指摘された。

高橋美加「経営権限の委譲と包括的代理権（一）」（未完）法学協会雑誌118巻3号1頁

同「経営権限の委譲と包括的代理権」私法第六三号掲載予定